

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 済 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金	徴 収 不 能 額	託 計		
罰 金	件 数	23	25	48	(87) 12	(6) 2		5		4	6	(93) 29	19
	金 額	95,426,000	45,634,000	141,060,000	22,837,000	2,982,000		21,536,000		13,600,000	7,410,000	68,365,000	72,695,000
料	件 数												
	金 額												
追 徴	件 数	21	1	22	(84) 2	(1) 1			(10)	2		(95) 5	17
	金 額	481,761,332	12,000	481,773,332	184,000	15,000			110,000	62,224,289		62,533,289	419,240,043
過 料	件 数												
	金 額												
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	10	18	28	(11) 10	(3)				5		(14) 17	(2) 11
	金 額	659,802	2,039,503	2,699,305	1,346,271	534,801				254,034		2,135,106	(194664) 564,199
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	54	44	98	(182) 24	(10) 5		5	(10)	11	6	(202) 51	(2) 47
	金 額	577,847,134	47,685,503	625,532,637	24,367,271	3,531,801		21,536,000	110,000	78,078,323	7,410,000	133,033,395	(194664) 492,499,242

平成 29 年 5 月 26 日

広島高等検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額										未 済 金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計		給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計

平成 29 年 5 月 22 日

広島地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

【過誤訂正】
罰金1件350,000円()
略式命令送達後、確定前に死亡していたことが判明したため、全額
減額訂正したもの。

平成 28 年度

徴 収 分 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	91	2860	2951	(69) 1424	(107) 1358		55		6	2	(176) 2845	108
	金 額	48853000	480977000	529830000	238068000	218594000		41208000		1720000	400000	499991000	29839000
科 料	件 数	1	29	30	17	13						30	
	金 額	9900	273300	283200	154500	128700						283200	
追 徴	件 数	2		2	(14)							(14)	2
	金 額	42091102		42091102	46000							46000	42045102
過 料	件 数	10	256	266	(1) 198	55						(1) 253	(3) 13
	金 額	810000	8677000	9487000	6646000	1981000						8627000	(210000) 860000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	10	43	53	(21) 32	(4) 10				1		(25) 43	(2) 10
	金 額	1014735	4868160	5882895	3696701	1008830				76400		4781931	(348477) 1100984
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	114	3188	3302	(105) 1671	(111) 1436		55		7	2	(216) 3171	(5) 131
	金 額	92778737	494795460	587574197	248611201	221712530		41209000		1796400	400000	513729131	(558477) 73845086

平成 29 年 4 月 10 日

山 口 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、返納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額	
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 引 金 額	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	239	4,328	4,567	(262) 2,901	(40) 1,333		(1) 66			13	12	(303) 4,325	(1) 242
	金 額	99,091,000	788,649,000	867,740,000	530,873,000	214,530,000		19,534,000		3,787,000	7,058,000	775,782,000	(185,000) 91,858,000	
科 料	件 数		86	86	71	13		1					85	1
	金 額		830,700	830,700	689,100	121,800		9,900				820,800	9,900	
追 徴	件 数	18	3	21	(32) 1	(7) 3				2		(39) 6	15	
	金 額	102,148,496	580,000	102,728,496	103,000	655,000				12,136,000		12,894,000	89,834,496	
過 料	件 数	42	422	464	(14) 383	(2) 43						(16) 426	(10) 38	
	金 額	1,950,000	13,670,000	15,620,000	12,470,000	1,112,000						13,582,000	(735,000) 2,038,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	49	96	145	(92) 70	(6) 15						(98) 85	(2) 60	
	金 額	5,265,047	10,556,415	15,821,462	7,189,616	1,833,512						8,623,128	(369,900) 6,998,334	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	348	4,935	5,283	(400) 3,426	(55) 1,407		(1) 67		15	12	(456) 4,927	(13) 356	
	金 額	208,454,543	794,286,115	1,002,740,658	551,324,716	218,052,312		19,543,900		15,923,000	7,058,000	811,901,928	(1,289,900) 190,838,730	

平成 29 年 5 月 10 日

岡 山 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成 28 年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件 数	29	1,366	1,395	(1) 674	(7) 640		(1) 41		1	1	(9) 1,357	38	
	金 額	10,504,000	220,111,000	230,615,000	123,111,000	80,598,000		13,375,000		655,000	200,000	217,939,000	12,676,000	
科 料	件 数		14	14	7	4						11	3	
	金 額		62,000	62,000	40,000	13,000						53,000	9,000	
追 徴	件 数	2	4	6	(15) 2	(2) 1	(1)					(18) 3	3	
	金 額	13,999,000	253,000	14,252,000	211,500	16,000	1,000					228,500	14,023,500	
過 料	件 数	3	107	110	94	(6) 10						(6) 104	6	
	金 額	270,000	3,572,500	3,842,500	2,986,500	536,000						3,522,500	320,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	3	9	12	7	2						9	(2) 3	
	金 額	540,871	1,014,778	1,555,649	804,299	167,562						971,861	(461,800) 583,788	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	37	1,500	1,537	(16) 784	(15) 657	(1) 41	(1) 41		1	1	(33) 1,484	(2) 53	
	金 額	25,313,871	225,013,278	250,327,149	127,153,299	81,330,562	1,000	13,375,000		655,000	200,000	222,714,861	(461,800) 27,612,288	

平成 29 年 5 月 18 日

鳥 取 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

（用紙 日本工業規格A3）

平成 28 年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 留 分	給 付 引	資 金 徴 収	不 能 徴 収	託 計		
罰 金	件 数	83	1,487	1,570	(98) 767	(71) 705		(1) 35			3	(170) 1,510	80	
	金 額	112,839,000	274,099,000	386,938,000	157,245,000	100,410,000		91,419,000			850,000	349,924,000	37,014,000	
料 料	件 数		15	15	12	2		1				15		
	金 額		117,000	117,000	102,000	6,000		9,000				117,000		
追 徴	件 数		3	3	(1) 2							(1) 2	1	
	金 額		55,000	55,000	50,000							50,000	5,000	
過 料	件 数	6	180	186	154	(2) 30					1	(2) 185	1	
	金 額	331,500	5,379,000	5,710,500	4,525,500	1,035,000					50,000	5,810,500	100,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	4	39	43	(12) 36	2						(12) 38	5	
	金 額	363,008	5,200,215	5,563,223	4,921,879	198,045						5,117,924	445,299	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	93	1,724	1,817	(111) 971	(73) 739		(1) 36			4	(185) 1,750	67	
	金 額	113,533,508	284,850,215	398,383,723	166,844,379	101,647,045		91,428,000			900,000	360,819,424	37,564,299	

平成 29 年 4 月 12 日

松 江 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成 28 年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件 数	58	57	115	(214) 32	(11) 9		6			8	(225) 55	60	
	金 額	144,410,000	48,944,000	191,354,000	41,627,000	2,522,000		7,215,000			14,010,000	65,374,000	125,980,000	
科 料	件 数													
	金 額													
追 徴	件 数	52	17	69	(181) 2	(13) 3			(17)		4	(211) 9	60	
	金 額	1,167,763,011	48,359,428	1,216,122,439	6,644,398	143,000			81,975,210	24,382,000		113,144,808	1,102,977,831	
過 料	件 数													
	金 額													
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	32	18	50	(70) 15	1					2	(70) 18	32	
	金 額	5,778,366	1,011,967	6,790,333	1,186,759	47,233				525,314		1,759,306	5,031,027	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	142	92	234	(465) 49	(24) 13		6	(17)		6	(506) 82	152	
	金 額	1,317,951,377	96,315,395	1,414,266,772	49,458,157	2,712,233		7,215,000	81,975,210	24,907,314	14,010,000	180,277,914	1,233,988,858	

平成 29 年 4 月 26 日

福岡高等検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符合しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額額の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 済 金 額								未 済 金 額	
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 引 資 金 等	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	824	8,085	8,889	(835) 5,477	(883) 2,237		(1) 180			31	32	(1719) 7,957	(3) 932
	金 額	255,425,000	1,815,834,000	2,071,259,000	1,158,063,000	474,557,000		45,875,000		11,175,000	14,095,000	1,703,765,000	(840,000) 367,484,000	
科 料	件 数	1	49	50	39	9						48	2	
	金 額	9,000	441,000	450,000	351,000	81,000						432,000	18,000	
追 徴	件 数	110	29	139	(114) 8	(59) 11			(44) 2		3	(217) 24	(5) 115	
	金 額	2,495,161,029	107,076,158	2,602,237,187	8,372,893	2,499,048			13,823,701	20,548,528		45,044,170	2,557,183,017	
過 料	件 数	375	971	1,346	(163) 880	(51) 103					23	(214) 1,006	(5) 340	
	金 額	23,485,900	34,962,000	58,447,900	32,163,000	4,296,900				1,058,000		37,517,900	(170,000) 20,930,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	304	260	564	(176) 185	(110) 46					30	(286) 261	(4) 303	
	金 額	30,831,703	29,192,245	60,023,948	19,838,744	5,027,407				2,752,484		27,618,635	(617,660) 32,405,313	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	1,614	9,374	10,988	(1,288) 6,589	(1,103) 2,406		(1) 180	(44) 2		87	(2,436) 9,296	(12) 1,892	
	金 額	2,804,912,632	1,987,505,403	4,792,418,035	1,218,788,637	486,461,355		45,875,000	13,823,701	35,534,012	14,095,000	1,814,377,705	(1,627,660) 2,978,040,330	

平成29年5月19日

福岡地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符合しない場合には、外数として増額は黒字し、減額は赤字して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に（ ）を付し内数として計上すること。

（用紙 日本工業規格A3）

平成28年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額										未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金	徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件 数	76	1248	1324	(81) 874	(94) 327		40		3	3	(175) 1247	(1) 77		
	金 額	20155000	268540000	288695000	189031000	67020000		11833000		660000	1300000	269844000	(680000) 18851000		
科 料	件 数		8	8	6	2						8			
	金 額		61000	61000	48000	13000						61000			
追 徴	件 数	3	6	9	(2) 2	(3) 5						(5) 7	2		
	金 額	1930000	140000	2070000	45000	120000						165000	1905000		
過 料	件 数	53	175	228	(15) 172	(9) 36						(24) 208	20		
	金 額	3013000	6585000	9578000	6748000	1409000						8157000	1421000		
没 取	件 数														
	金 額														
訴 訟 費 用	件 数	3	23	26	(1) 15	(1) 5				1		(2) 21	5		
	金 額	238182	2350748	2588930	1507585	494580				99865		2102030	486900		
費 用 賠 償	件 数														
	金 額														
民 事 納 付 金	件 数														
	金 額														
合 計	件 数	135	1460	1595	(99) 1069	(107) 375		40		4	3	(206) 1491	(1) 104		
	金 額	25336182	277656748	302992930	197379585	69056580		11833000		759865	1300000	280329030	(680000) 22663900		

平成29年5月 日

佐 賀 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別	徴収すべき金額			処分済金額									未済金額
	繰越分	本年度分	計	日銀納付	現金収納	印紙収納	労務留置分	給付引当	金債	徴収不能	嘱託	計	
罰金	件数	104	2095	2199	(112) 1338	(73) 718	0	60	0	4	4	(185) 2122	77
	金額	32525000	389422000	431947000	278113000	110185000	0	23771000	0	730000	1300000	412079000	19888000
科料	件数	0	13	13	10	3	0	0	0	0	0	13	0
	金額	0	105000	105000	90000	15000	0	0	0	0	0	105000	0
追徴	件数	11	4	15	(48) 3	(38) 1	0	0	0	0	0	(86) 4	11
	金額	49084000	366000	49430000	659000	75000	0	0	0	0	0	734000	48696000
過料	件数	29	374	403	(4) 333	(13) 48	0	0	0	0	0	(17) 381	(1) 22
	金額	1239000	10879000	12118000	9888000	1563000	0	0	0	0	0	11451000	(85000) 667000
没取	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訴訟費用	件数	7	13	20	(8) 14	0	0	0	0	0	0	(8) 14	(1) 6
	金額	532037	1347632	1879669	1337289	0	0	0	0	0	0	1337289	(108980) 542380
費用賠償	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民事納付金	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	151	2499	2650	(172) 1698	(124) 768	0	60	0	4	4	(298) 2534	(2) 118
	金額	83360037	412119632	495479669	288087289	111818000	0	23771000	0	730000	1300000	425706289	(173980) 69773380

平成29年

4月

26日

長崎地方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒字し、減額は赤字して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 済 金 額										未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 引 資 金	徴 収 不 能 定 額	託	計			
罰 金	件 数	123	2,705	2,828	(140) 1,948	(233) 698		40		3	4	(373) 2,723	105		
	金 額	29,570,000	426,575,000	456,145,000	291,893,000	122,428,000		13,675,000		720,000	1,200,000	429,916,000	26,229,000		
科 料	件 数		11	11	7	4						11			
	金 額		87,000	87,000	57,000	30,000						87,000			
追 徴	件 数	8	1	9	(15) 1	(2) 0			(13) 0	1		(30) 2	7		
	金 額	19,529,397	300,000	19,829,397	489,000	1,617,804			6,105,000	31,000		8,242,804	11,586,593		
過 料	件 数	26	234	260	(12) 190	(4) 45				1		(16) 236	24		
	金 額	1,069,000	8,281,000	9,350,000	6,550,000	1,264,000				60,000		7,874,000	1,476,000		
没 取	件 数														
	金 額														
訴 訟 費 用	件 数	36	28	64	(1) 18	(7) 10				1		(8) 29	35		
	金 額	3,178,991	2,557,332	5,736,323	1,618,305	1,080,311				92,725		2,791,341	2,944,982		
費 用 賠 償	件 数														
	金 額														
民 事 納 付 金	件 数														
	金 額														
合 計	件 数	193	2,979	3,172	(168) 2,194	(246) 757		40	(13) 0	6	4	(427) 3,001	171		
	金 額	53,347,388	437,800,332	491,147,720	300,607,305	128,420,115		13,675,000	6,105,000	903,725	1,200,000	448,911,145	42,236,575		

平成 29 年 4 月 28 日

大分地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 金 額									未 済 金 額
		繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 引 金	資 産 金 債 権 徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	192	3,057	3,249	(201) 2,346	(143) 638		(2) 87			8	5	(346) 3,082	167
	金 額	76,746,000	628,167,000	704,913,000	466,657,000	144,823,000		32,797,000			1,540,000	1,400,000	647,217,000	57,696,000
科 料	件 数		19	19	15	4							19	
	金 額		171,000	171,000	135,000	36,000							171,000	
追 徴	件 数	15	10	25	(84) 8	(3) 3							(87) 11	14
	金 額	426,231,196	805,865	427,037,061	1,386,865	74,000							1,460,865	425,576,196
過 料	件 数	66	279	345	(39) 303	(7) 23	1						(46) 327	(7) 18
	金 額	2,432,500	9,482,000	11,914,500	9,980,500	889,000	60,000						10,929,500	(428,000) 985,000
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	51	50	101	(89) 47	(13) 7	(4)				1		(106) 55	(4) 46
	金 額	4,584,821	5,072,652	9,657,473	4,360,475	814,905	4,400				147,400		5,327,180	(325,304) 4,330,293
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	324	3,415	3,739	(413) 2,719	(166) 675	(4) 1	(2) 87			7	5	(585) 3,494	(11) 245
	金 額	509,994,517	643,698,517	1,153,693,034	482,519,840	146,636,905	64,400	32,797,000			1,687,400	1,400,000	665,105,545	(753,304) 488,587,489

平成29年4月21日

熊本地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 金 額									未 済 金 額
		繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件数	105	2,478	2,583	(38) 1,327	(80) 1,074		85		5	3	(118) 2,494	(1) 89	
	金額	34,305,000	595,090,000	629,395,000	302,806,000	198,119,000		24,657,000		1,610,000	807,000	526,099,000	(100,000) 103,296,000	
科 料	件数	0	60	60	52	8						60	0	
	金額	0	594,000	594,000	514,800	79,200						594,000	0	
追 徴	件数	3	3	6	(2) 3	(5) 3						(7) 3	3	
	金額	13,116,000	78,000	13,192,000	86,000	19,000						105,000	13,087,000	
過 料	件数	40	790	830	(18) 685	(28) 89	2			8		(48) 784	(7) 46	
	金額	3,558,000	29,125,500	32,683,500	24,422,500	4,212,000	50,000			470,000		29,154,500	(158,000) 3,529,000	
没 取	件数													
	金額													
訴 訟 費 用	件数	1	39	40	33	4						37	(1) 3	
	金額	111,380	3,716,761	3,828,141	2,986,479	387,975						3,374,454	(111,380) 453,687	
費 用 賠 償	件数													
	金額													
民 事 納 付 金	件数													
	金額													
合 計	件数	149	3,370	3,519	(58) 2,100	(113) 1,175	2	85		13	3	(171) 3,378	(9) 141	
	金額	51,090,380	628,602,261	679,692,641	330,915,779	200,817,175	50,000	24,657,000		2,080,000	807,000	559,326,954	(369,380) 120,365,687	

平成29年

4月

3日

鹿児島地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

（用紙 日本工業規格A3）

平成28年度

徴収年表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	52	1,777	1,829	(71) 1,197	(74) 509		55		1	2	(145) 1,764	65
	金 額	13,006,848	349,600,848	362,607,696	226,327,000	101,371,000		16,547,000		100,000	1,203,848	345,548,848	17,058,848
科 料	件 数		13	13	8	4						12	1
	金 額		117,000	117,000	72,000	36,000						108,000	9,000
追 徴	件 数	4	3	7	(48) 2	(1) 1						(48) 3	4
	金 額	1,360,000	35,000	1,395,000	1,220,000	15,000						1,235,000	160,000
過 料	件 数	4	259	263	(3) 209	(1) 42				1		(4) 252	(2) 11
	金 額	450,000	10,007,000	10,457,000	7,952,000	1,680,000				30,000		9,662,000	(370,000) 795,000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	2	7	9	(1) 4	(1) 3				1		(2) 8	1
	金 額	167,481	1,087,609	1,255,090	460,135	610,400				79,230		1,149,765	105,325
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	62	2,059	2,121	(123) 1,420	(76) 559		55		3	2	(199) 2,039	(2) 82
	金 額	14,984,329	360,847,457	375,831,786	236,031,135	103,712,400		16,547,000		209,230	1,203,848	357,703,613	(370,000) 18,128,173

平成 29 年 4 月 14 日

宮 崎 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 済 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 引 継 ぎ	徴 収 不 能 額	託 計		
罰 金	件 数	370	3,924	4,294	(285) 2,164	(314) 1,500		145		15	(599) 3,956	338	
	金 額	122,372,000	985,038,000	1,087,410,000	558,252,000	348,330,000		32,885,000		3,987,000	36,339,000	977,793,000	109,617,000
科 料	件 数		2	2		2						2	
	金 額		12,000	12,000		12,000						12,000	
追 徴	件 数	9	8	17	(13) 4	(18) 4				2	(29) 10	7	
	金 額	35,284,000	97,000	35,381,000	178,000	219,000				38,000	433,000	34,948,000	
過 料	件 数	76	148	224	(11) 128	(4) 20	1			5	(15) 152	(2) 72	
	金 額	3,532,500	3,302,000	6,834,500	3,195,000	328,500	5,000			103,000	3,629,500	(18,000) 3,205,000	
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	68	54	122	(27) 52	(22) 6				13	(49) 71	(5) 51	
	金 額	6,943,457	5,724,035	12,667,492	5,578,110	578,665				1,384,382	7,541,157	(339,000) 5,126,335	
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	523	4,136	4,659	(336) 2,348	(358) 1,532	1	145		35	(692) 4,191	(7) 488	
	金 額	188,131,957	974,173,035	1,142,304,992	587,201,110	347,466,165	5,000	32,885,000		5,512,382	36,339,000	989,408,657	(357,000) 152,896,335

平成29年4月28日

那覇地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に（ ）を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			徴 収 分 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	11	21	32	(15) 11	(16) 2		2			1	(31) 16	16
	金 額	20340000	12300000	32640000	7750000	2280000		1000000			200000	11230000	21410000
科 料	件 数												
	金 額												
追 徴	件 数	6	2	8	(9) 1	(7) 1				1		(16) 3	5
	金 額	136241850	32000	136273850	1081902	60000				20000		1161902	135111948
過 料	件 数												
	金 額												
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	7	11	18	6	1				1		8	10
	金 額	797511	374526	1172037	241779	13600				40500		295879	876158
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	24	34	58	(24) 18	(23) 4	0	2	0	2	1	(47) 27	31
	金 額	157379361	12706526	170085887	8073681	2353600	0	1000000	0	60500	200000	12687781	157398108

平成29年

5月

31日

仙台高等 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

（用紙 日本工業規格A3）

平成28年度				徴		取		年		表				
種別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計	計					
罰金	件数	240	4,295	4,535	(214) 2,740	(482) 1,509	(6) 4	(1) 72			8	9	(703) 4,342	(1) 193
	金額	124,320,365	819,022,000	943,342,365	551,817,000	258,447,000	1,300,000	20,150,000			2,180,000	2,370,000	836,264,000	(180,000) 107,078,365
科料	件数		30	30	24	6							30	
	金額		270,000	270,000	216,000	54,000							270,000	
追徴	件数	9	4	13	3	(27)	(8)						(35) 3	10
	金額	119,190,847	75,000	119,265,847	55,000	181,000	8,000						244,000	119,021,847
過料	件数	-2 237	869	1,106	(14) 696	(20) 150	2				22		(34) 870	(78) 236
	金額	-200,000 5,874,000	22,189,000	28,063,000	17,521,776	3,143,000	13,000				590,000		21,267,776	(1,705,000) 6,795,224
没取	件数													
	金額													
訴訟費用	件数	33	99	132	(33) 68	(37) 13					2		(70) 83	(13) 49
	金額	3,988,192	11,899,170	15,887,362	7,715,165	1,903,851					298,000		9,917,216	(1,991,025) 5,970,146
費用賠償	件数													
	金額													
民事納付金	件数													
	金額													
合計	件数	-2 519	5,297	5,816	(261) 3,531	(566) 1,678	(14) 6	(1) 72			32	9	(842) 5,328	(92) 488
	金額	-200,000 253,373,404	853,455,170	1,106,828,574	577,324,941	263,728,851	1,321,000	20,150,000			3,068,000	2,370,000	867,962,992	(3,876,025) 238,865,582

平成29年4月28日

仙台地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別	徴収すべき金額			処 分 金 額									未 済 金 額 (停止処分)
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 給 引 継 ぎ	徴 収 不 能 徴 収 不 能 徴 収 不 能	託 計			
罰 金	件 数	121	3,391	3,512	(15) 2,621	(54) 722		65		3	7	(69) 3,418	(1) 94
	金 額	66,915,000	700,675,000	767,590,000	531,252,000	141,983,000		27,500,000		840,000	2,000,000	703,575,000	(350,000) 64,015,000
科 料	件 数		10	10	8	2						10	
	金 額		90,000	90,000	72,000	18,000						90,000	
追 徴	件 数	2	1	3	(1) 1	(1)				1		(2) 2	1
	金 額	12,473,279	20,000	12,493,279	8,372,376	50,000				3,254,568		11,676,944	816,335
過 料	件 数	(1) 56	640	696	592	45				1		638	(3) 58
	金 額	30,000 2,306,000	20,930,000	23,236,000	18,307,000	1,600,000				10,000		19,917,000	(215,000) 3,319,000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	27	87	114	77	(8) 12				3	1	(8) 93	(3) 21
	金 額	3,720,359	9,352,366	13,072,725	8,066,912	1,547,893				597,598	158,810	10,371,213	(343,222) 2,701,512
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	(1) 206	4,129	4,335	(16) 3,299	(63) 781		65		8	8	(79) 4,161	(7) 174
	金 額	30,000 85,414,638	731,067,366	816,482,004	566,070,288	145,198,893		27,500,000		4,702,166	2,158,810	745,630,157	(908,222) 70,851,847

平成29年5月29日

※過料繰越分は過誤調定（過料取消決定確定）のため減額

福島地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第11条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に（ ）を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別	徴収すべき金額			処 分 済 金 額										未 済 金 額
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金	徴 収 不 能 定 嘱	託	計			
罰 金	件 数	65	2,370	2,435	(59) 1,470	(78) 878		31		1	4	(137) 2,384	51	
	金 額	56,166,000	393,550,000	449,716,000	273,939,000	115,746,000		19,875,000		300,000	1,150,000	411,010,000	38,706,000	
科 料	件 数		8	8	7	1						8		
	金 額		72,000	72,000	63,000	9,000						72,000		
追 徴	件 数	18	3	21	1	(25) 1			(37)	2		(62) 4	17	
	金 額	427,714,141	7,339,004	435,053,145	3,659,002	161,000			101,000	24,261,872		28,182,874	406,870,271	
過 料	件 数	16	399	415	(12) 361	(16) 46						(28) 407	(2) 8	
	金 額	811,000	11,892,000	12,703,000	10,679,000	1,317,000						12,196,000	(126,000) 507,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	6	18	24	(12) 14	(4) 2				2		(16) 18	(1) 6	
	金 額	903,679	1,931,629	2,835,308	1,409,330	330,226				211,690		1,951,246	(177,736) 884,062	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	105	2,798	2,903	(83) 1,853	(123) 928		31	(37)	5	4	(243) 2,821	(3) 82	
	金 額	485,594,820	414,784,633	900,379,453	289,949,332	117,563,226		19,875,000	101,000	24,773,562	1,150,000	453,412,120	(303,736) 446,987,333	

平成29年 5月 9日

山形地方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額									未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託	計			
罰 金	件 数	95	2,025	2,120	(83) 1,526	(188) 488		28		3	7	(271) 2,052	68	
	金 額	25,759,000	370,463,000	396,222,000	269,671,000	98,921,000		7,340,000		920,000	1,950,000	378,802,000	17,420,000	
科 料	件 数		6	6	6							6		
	金 額		54,000	54,000	54,000							54,000		
追 徴	件 数	2	1	3		(9)						(9)	3	
	金 額	1,942,702	280,000	2,222,702		75,000						75,000	2,147,702	
過 料	件 数	32	81	113	(10) 71	(7) 33				1		(17) 105	(2) 8	
	金 額	1,875,000	2,668,000	4,543,000	2,422,000	1,077,000				200,000		3,699,000	(240,000) 844,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	2	24	26	(1) 18	(1) 6						(2) 24	(1) 2	
	金 額	167,449	2,471,204	2,638,653	1,696,568	731,385						2,427,953	(122,449) 210,700	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	131	2,137	2,268	(94) 1,621	(205) 527		28		4	7	(299) 2,187	(3) 81	
	金 額	29,744,151	375,936,204	405,680,355	273,843,568	100,804,385		7,340,000		1,120,000	1,950,000	385,057,953	(362,449) 20,622,402	

平成 29 年 4 月 13 日

盛 岡 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は爪書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

（用紙 日本工業規格A3）

平成28年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			徴 収 分 年 表										未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計					
罰 金	件 数	65	1501	1566	(80) 1218	(82) 264		31		3	1	(162) 1517	49		
	金 額	23247000	280148000	303395000	227553000	44421000		10116000		775000	300000	283165000	20230000		
科 料	件 数		18	18	15	3						18			
	金 額		162000	162000	135000	27000						162000			
追 徴	件 数	13		13	(49)	(1)	(2)					(52)	13		
	金 額	4265924310		4265924310	370000	5000	15000					390000	4265534310		
過 料	件 数	21	311	332	(11) 297	(3) 20	2					(14) 318	(1) 13		
	金 額	1160000	11380000	12540000	10500000	910000	120000					11530000	(20000) 1010000		
没 取	件 数														
	金 額														
訴 訟 費 用	件 数	11	27	38	(35) 21	(9) 4	(3)			2		(47) 27	(1) 11		
	金 額	1198297	3101649	4299946	2508496	379808	3000			317700		3207004	(82800) 1092942		
費 用 賠 償	件 数														
	金 額														
民 事 納 付 金	件 数														
	金 額														
合 計	件 数	110	1857	1967	(175) 1551	(95) 291	(6) 2	31		5	1	(275) 1881	(2) 86		
	金 額	4291529607	294791649	4586321256	241084496	45742808	138000	10116000		1092700	300000	298454004	(102800) 4287867252		

平成29年

4月

3日

秋田地方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民事法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 済 金 額								未 済 金 額
		繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 引 資 金 等	徴 収 不 能 額	託 計		
罰 金	件 数	36	2,104	2,140	1,551	(138) 490	1	32			5	(138) 2,079	61
	金 額	13,455,000	414,423,000	427,878,000	286,654,000	109,057,000	300,000	10,035,000			2,020,000	408,066,000	19,812,000
科 料	件 数		9	9	7	2						9	
	金 額		81,000	81,000	63,000	18,000						81,000	
追 徴	件 数	1	4	5	1	(5) 3						(5) 4	1
	金 額	172,574	59,000	231,574	10,000	54,000						64,000	187,574
過 料	件 数	19	343	362	291	(15) 54	1					(15) 348	(1) 16
	金 額	704,000	9,679,000	10,383,000	8,403,000	1,276,000	30,000					9,709,000	(120,000) 874,000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	7	17	24	16	2				2		20	(3) 4
	金 額	944,594	1,811,270	2,755,864	1,829,167	141,282				218,185		2,188,634	(428,990) 567,230
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	63	2,477	2,540	1,866	(158) 551	2	32		2	5	(158) 2,458	(4) 82
	金 額	15,276,168	426,053,270	441,329,438	296,959,167	110,546,282	330,000	10,035,000		218,185	2,020,000	420,108,634	(548,990) 21,220,804

平成29年

5月

2日

青森地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴収年表

種別	徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額							未 済 金 額		
	繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 引 金 額	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	10	29	39	(40) 16	(2) 3	(0) 0	(0) 5	(0) 0	(0) 1	(0) 5	(42) 30	(0) 9
	金 額	14,473,218	34,550,000	49,023,218	15,715,000	3,010,000	0	3,940,000	0	303,218	11,150,000	34,118,218	14,905,000
科 料	件 数	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
追 徴	件 数	22	2	24	(88) 1	(24) 0	(6) 1	(0) 0	(3) 0	(0) 0	(0) 0	(121) 2	(0) 22
	金 額	880,835,679	1,010,000	881,845,679	1,332,000	79,000	25,000	0	15,000	0	0	1,451,000	880,394,679
過 料	件 数	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
没 取	件 数	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訴 訟 費 用	件 数	7	13	20	(23) 10	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(24) 12	(3) 8
	金 額	1,100,054	1,017,732	2,117,786	997,077	27,714	0	0	0	22,480	0	1,047,271	(501,820) 1,070,515
費 用 賠 償	件 数	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民 事 納 付 金	件 数	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	件 数	39	44	83	(151) 27	(27) 4	(6) 1	(0) 5	(3) 0	(0) 2	(0) 5	(187) 44	(3) 39
	金 額	896,408,951	36,577,732	932,986,683	18,044,077	3,116,714	25,000	3,940,000	15,000	325,698	11,150,000	36,616,489	(501,820) 896,370,194

平成29年4月7日

札幌高等検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
- ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

		平成28年度			徴収年表									
種別		徴収すべき金額			徴収の区分									未済金額
		繰越分	本年度分	計	日銀納付	現金収納	印紙収納	労働留置分	役場留置分	給付引当	資金徴収	徴収不能	雑	
罰金	件数	270	7,842	7,912	(170) 3,084	(86) 4,350	(1) 3	(5) 177					(262) 7,611	301
	金額	98,283,000	1,209,505,000	1,305,788,000	654,136,000	458,168,300	1,001,700	72,860,000			1,809,000	12,485,000	1,200,460,000	105,328,000
料	件数		41	41	38	3							41	
	金額		369,000	369,000	342,000	27,000							369,000	
追徴	件数	52	16	68	(118) 5	(88) 5	(4)		(18)		3	(208) 13	55	
	金額	2,383,170,935	412,916,190	2,786,087,125	951,088	287,800	4,000		1,592,778	8,612,894		11,448,340	2,784,638,785	
過料	件数	191	749	940	(94) 675	(16) 37	9				29	(110) 750	(100) 190	
	金額	16,708,000	30,523,000	47,231,000	27,941,000	2,081,000	500,000			1,980,000		32,502,000	(8,897,000) 14,729,000	
没取	件数													
	金額													
訴訟費用	件数	77	64	141	(26) 58	(4) 8	(1)				22	(31) 88	(41) 53	
	金額	9,192,424	6,648,570	15,840,994	6,002,461	673,854	70,950			2,862,267		9,609,532	(5,076,523) 6,231,462	
費用賠償	件数													
	金額													
民事納付金	件数													
	金額													
合計	件数	590	8,512	9,102	(408) 3,840	(174) 4,403	(6) 12	(5) 177	(18)		60	(611) 8,503	(141) 599	
	金額	2,505,354,359	1,659,961,780	4,165,316,119	689,372,529	481,237,754	1,576,650	72,860,000	1,592,778	15,264,161	12,485,000	1,254,388,872	(13,973,523) 2,910,927,247	

平成29年 4月24日

札幌地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額										未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 額	託 計					
罰 金	件 数	35	1,143	1,178	(4) 603	(15) 524		22			1	(19) 1,150	28		
	金 額	9,508,000	170,434,000	179,942,000	105,642,000	57,622,000		8,180,000			500,000	171,954,000	7,988,000		
科 料	件 数		1	1	1							1			
	金 額		9,000	9,000	9,000							9,000			
追 徴	件 数														
	金 額														
過 料	件 数	7	54	61	(35) 48	(7) 6				2		(42) 56	(1) 5		
	金 額	810,000	1,750,000	2,560,000	1,806,000	300,000				170,000		2,276,000	(115,000) 284,000		
没 取	件 数														
	金 額														
訴 訟 費 用	件 数	1	12	13	(12) 10	2						(12) 12	1		
	金 額	26,835	1,490,661	1,517,296	1,181,984	170,536						1,352,520	164,776		
費 用 賠 償	件 数														
	金 額														
民 事 納 付 金	件 数														
	金 額														
合 計	件 数	43	1,210	1,253	(51) 662	(22) 532		22		2	1	(73) 1,219	(1) 34		
	金 額	10,344,635	173,683,661	184,028,296	108,638,984	58,092,536		8,180,000		170,000	500,000	175,591,520	(115,000) 8,436,776		

平成29年 4月 11日

国 庫 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴収年表

種別	徴収すべき金額			処 分 金 額										未 済 金 額
	繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 分	給 付 金	徴 収 金	徴 収 金	徴 収 金	徴 収 金	徴 収 金	
罰 金	件 数	38	1,655	1,693	(50) 726	(32) 910		22			2	2	(82) 1,662	31
	金 額	10,821,000	245,036,000	255,857,000	142,105,000	97,081,000		6,264,000			800,000	800,000	247,050,000	8,807,000
科 料	件 数		19	19	16	3							19	
	金 額		171,000	171,000	144,000	27,000							171,000	
追 徴	件 数	3	2	5	(6) 1	(2) 1			(2)				(10) 2	3
	金 額	319,027,477	503,000	319,530,477	319,000	44,000			4,000				367,000	319,163,477
過 料	件 数	6	85	91	(6) 78	(3) 5							(9) 83	8
	金 額	710,000	4,200,000	4,910,000	3,925,000	320,000							4,245,000	665,000
設 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	6	35	41	(9) 28	5							(9) 33	(2) 8
	金 額	484,900	4,737,089	5,221,989	3,486,178	588,263							4,074,441	(235,682) 1,147,548
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	53	1,796	1,849	(71) 849	(37) 924		22	(2)		2	2	(110) 1,799	(2) 50
	金 額	331,043,377	254,647,089	585,690,466	149,979,178	98,080,263		6,264,000	4,000		800,000	800,000	255,907,441	(235,682) 329,783,025

平成29年 4 月 2 5 日

旭川地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額額の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額額には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 金 額										未 済 金 額
		繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 引 金	徴 収 不 能 定 額	託 計				
罰 金	件 数	77	1,948	2,025	(67) 948	(26) 984		47		1	4	(93) 1,984	(1) 61		
	金 額	35,133,000	331,805,000	366,938,000	193,997,000	118,624,000		23,989,000		210,000	2,300,000	339,100,000	(990,000) 27,838,000		
科 料	件 数		10	10	10							10			
	金 額		90,000	90,000	90,000							90,000			
追 徴	件 数	2	2	4	(6) 1	(2) 1						(8) 2	2		
	金 額	12,757,000	20,000	12,777,000	40,000	20,000						60,000	12,717,000		
過 料	件 数	3	70	73	(5) 55	9						(5) 64	(3) 9		
	金 額	410,000	4,450,000	4,860,000	3,070,000	530,000						3,600,000	(580,000) 1,260,000		
没 取	件 数														
	金 額														
訴 訟 費 用	件 数	13	26	39	(2) 21	(1) 5				2		(3) 28	(9) 11		
	金 額	1,781,435	2,554,923	4,336,358	1,946,732	532,834				245,200		2,724,766	(1,224,302) 1,611,592		
費 用 賠 償	件 数														
	金 額														
民 事 納 付 金	件 数														
	金 額														
合 計	件 数	95	2,056	2,151	(80) 1,035	(29) 979		47		3	4	(109) 2,068	(13) 83		
	金 額	50,081,435	338,919,923	389,001,358	199,143,732	119,708,834		23,989,000		455,200	2,300,000	345,574,766	(2,794,302) 43,426,592		

平成29年4月27日

釧路地方検察庁 徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
- 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
- 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
- 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
- 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 金 額								未 済 金 額
		繰越分	本年度分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計				
罰 金	件 数	6	12	18	(12) 6	1		3			4	(12) 14	4
	金 額	5,920,000	3,850,000	9,770,000	3,810,000	150,000		1,600,000			3,200,000	8,760,000	1,010,000
科 料	件 数												
	金 額												
追 徴	件 数	12	7	19	(11)	(14) 1	(15)		(1)		3	(41) 4	15
	金 額	93,808,292	1,623,110	95,431,402	36,000	63,000	33,000		3,000		7,786,009	7,921,009	87,510,393
過 料	件 数												
	金 額												
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	10	15	25	(22) 9	(3) 4	(3)					(28) 13	12
	金 額	851,450	1,159,418	2,010,868	948,919	270,460	4,000					1,223,379	787,489
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	28	34	62	(45) 15	(17) 6	(18) 0	3	(1)		7	(81) 31	31
	金 額	100,579,742	6,632,528	107,212,270	4,794,919	483,460	37,000	1,600,000	3,000		10,986,009	17,904,388	89,307,882

50,000
(被告人死亡事実判明による過誤訂正)

平成 29 年 4 月 3 日

高松高等検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は朱書して適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

(用紙 日本工業規格A3)

平成28年度

徴収年表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 資 金 徴 収 不 能 定 嘱 託 計				
罰 金	件 数	70	2,915	2,985	(74) 1,486	(28) 1,387	0	47	0	2	3	(102) 2,925	60
	金 額	21,549,841	459,134,000	480,683,841	308,777,841	136,133,000	0	13,253,000	0	700,000	400,000	459,263,841	21,420,000
科 料	件 数	0	22	22	16	6	0	0	0	0	22	0	
	金 額	0	199,800	199,800	144,900	54,900	0	0	0	0	199,800	0	
追 徴	件 数	4	1	5	(48) 0	1	0	0	0	0	(48) 1	4	
	金 額	20,929,800	10,000	20,939,800	1,644,000	10,000	0	0	0	0	1,654,000	19,285,800	
過 料	件 数	13	174	187	(51) 146	(14) 25	0	0	0	1	(65) 172	15	
	金 額	1,512,000	7,967,000	9,479,000	6,796,000	1,111,000	0	0	0	20,000	7,927,000	1,552,000	
没 取	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訴 訟 費 用	件 数	17	42	59	(67) 39	(4) 4	(6) 0	0	0	0	(77) 43	16	
	金 額	1,729,794	4,367,485	6,097,279	4,261,330	482,743	12,000	0	0	0	4,756,073	1,341,206	
費 用 賠 償	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
民 事 納 付 金	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	件 数	104	3,154	3,258	(240) 1,687	(46) 1,423	(6) 1	47	0	3	(292) 3,163	95	
	金 額	45,721,435	471,678,285	517,399,720	321,624,071	137,791,643	12,000	13,253,000	0	720,000	400,000	473,800,714	43,599,006

!

20,000

調定後に裁判所が
異議申立を認めた
ことによる過誤訂正

平成 29 年 5 月 1 日

高松地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 4 民事納付金とは、民事訴訟法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成 28 年度

徴 収 年 表

種 別		徴 収 す べ き 金 額			処 分 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 務 留 置 分	給 付 費 金	徴 収 不 能 額	託 計		
罰 金	件 数	60	1898	1958	(37) 1196	(10) 699	1	16		2	2	(47) 1886	72
	金 額	64450830	298736000	363186630	202622000	99395000	500000	33780000		590000	800000	337687000	25498630
料	件 数		11	11	6	2		2				10	1
	金 額		99000	99000	54000	18000		18000				90000	9000
追 徴	件 数	9		9	(13)	(2)			(4)			(19)	9
	金 額	12792000		12792000	69000	5000			972000			1046000	11746000
過 料	件 数	11	299	310	(23) 256	(10) 37	4			1		(33) 298	12
	金 額	1131500	13715500	14847000	11640500	2000500	122500			165000		13928500	918500
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	25	38	63	(18) 33	(7) 3				4		(25) 40	23
	金 額	2276944	4182842	6459786	3188825	459982				292346		3941153	2518633
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	105	2246	2351	(91) 1491	(29) 711	5	18	(4)	7	2	(124) 2234	117
	金 額	80651074	316733342	397384416	217574325	101878482	622500	33798000	972000	1047346	800000	356692653	40891763

平成 29 年 4 月 1 日

徳 島 地 方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償額に（ ）を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分									未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 金 引 継 ぎ	徴 収 不 能 定 額	託 計			
罰 金	件 数	85	1,397	1,482	(51) 743	(77) 617		24		5	5	(128) 1,394	88	
	金 額	23,591,000	271,174,000	294,765,000	145,939,000	94,585,000		5,935,000		1,650,000	21,300,000	269,409,000	25,356,000	
科 料	件 数		10	10		10						10		
	金 額		90,000	90,000		90,000						90,000		
追 徴	件 数	10	14	24	(3) 2	(22) 2			(13)	1	2	(38) 7	17	
	金 額	175,797,056	53,833,249	229,630,305	1,215,573	194,120			53,000	36,120	158,055	1,656,868	227,973,437	
過 料	件 数	7	147	154	(15) 127	(2) 21						(17) 148	6	
	金 額	477,000	6,251,000	6,728,000	5,583,000	847,000						6,430,000	298,000	
没 取	件 数													
	金 額													
訴 訟 費 用	件 数	31	55	86	(20) 36	(47) 18	(2)			2		(69) 56	30	
	金 額	2,213,332	6,133,519	8,346,851	3,672,223	2,164,807	2,000			160,833		5,999,863	2,346,988	
費 用 賠 償	件 数													
	金 額													
民 事 納 付 金	件 数													
	金 額													
合 計	件 数	133	1,623	1,756	(89) 908	(148) 668	(2)	24	(13)	8	7	(252) 1,615	141	
	金 額	202,078,388	337,481,768	539,560,156	156,409,796	97,880,927	2,000	5,935,000	53,000	1,846,953	21,458,055	283,585,731	255,974,425	

平成29年 4 月 3 日

高知地方検察庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符号しない場合には、外数として増額は黒書きし、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

平成28年度

徴収年表

種別		徴収すべき金額			処 分 金 額								未 済 金 額
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納	印 紙 収 納	労 役 場 留 置 分	給 付 引 金 額	徴 収 不 能 金 額	託 計		
罰 金	件 数	105	2,408	2,513	(20) 1,640	(29) 694		71		7		(49) 2,412	101
	金 額	42,067,000	523,753,000	565,820,000	346,604,000	157,183,000		19,090,000		899,000		523,776,000	42,044,000
科 料	件 数		10	10	7	3						10	
	金 額		85,000	85,000	58,000	27,000						85,000	
追 徴	件 数	5	3	8	(25)	(11)						(36)	6
	金 額	18,995,275	1,004,847	20,000,122	860,000	141,000						1,001,000	18,999,122
過 料	件 数	16	492	508	(33) 448	39	1			1		(33) 489	19
	金 額	1,070,000	14,649,500	15,719,500	13,153,500	1,248,000	10,000			10,000		14,421,500	1,298,000
没 取	件 数												
	金 額												
訴 訟 費 用	件 数	41	38	79	(92) 31	(11) 10						(103) 41	38
	金 額	3,201,903	3,820,773	7,022,676	3,212,385	1,067,254						4,279,639	2,743,037
費 用 賠 償	件 数												
	金 額												
民 事 納 付 金	件 数												
	金 額												
合 計	件 数	167	2,951	3,118	(170) 2,126	(51) 748	1	71		8		(221) 2,954	164
	金 額	65,334,178	543,313,120	608,647,298	363,887,885	159,666,254	10,000	19,090,000		909,000		543,563,139	65,084,159

平成29年 4月 1日

松山地方 検 察 庁

徴収主任 検察事務官

- 注意 1 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符合しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は朱書きして適宜の場所にその事由を付記すること。
 2 現金収納額には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 3 処分済金額欄の件数には、金額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付のものを（ ）を付し外数として計上すること。
 ただし、仮納付金の一部納付については金額納付されたものとして計上すること。
 4 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 5 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。
 6 犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用の件数及び金額は、費用賠償欄に《 》を付し内数として計上すること。

（用紙 日本工業規格A3）